

特定保健指導を受けよう！

特定保健指導とは、特定健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高いと診断された方を対象に実施される、生活習慣改善のための支援プログラムです。日立健保では、健診機関や委託先と提携し、専門スタッフ（医師・保健師・管理栄養士等）が3ヵ月以上にわたってサポートを行います。

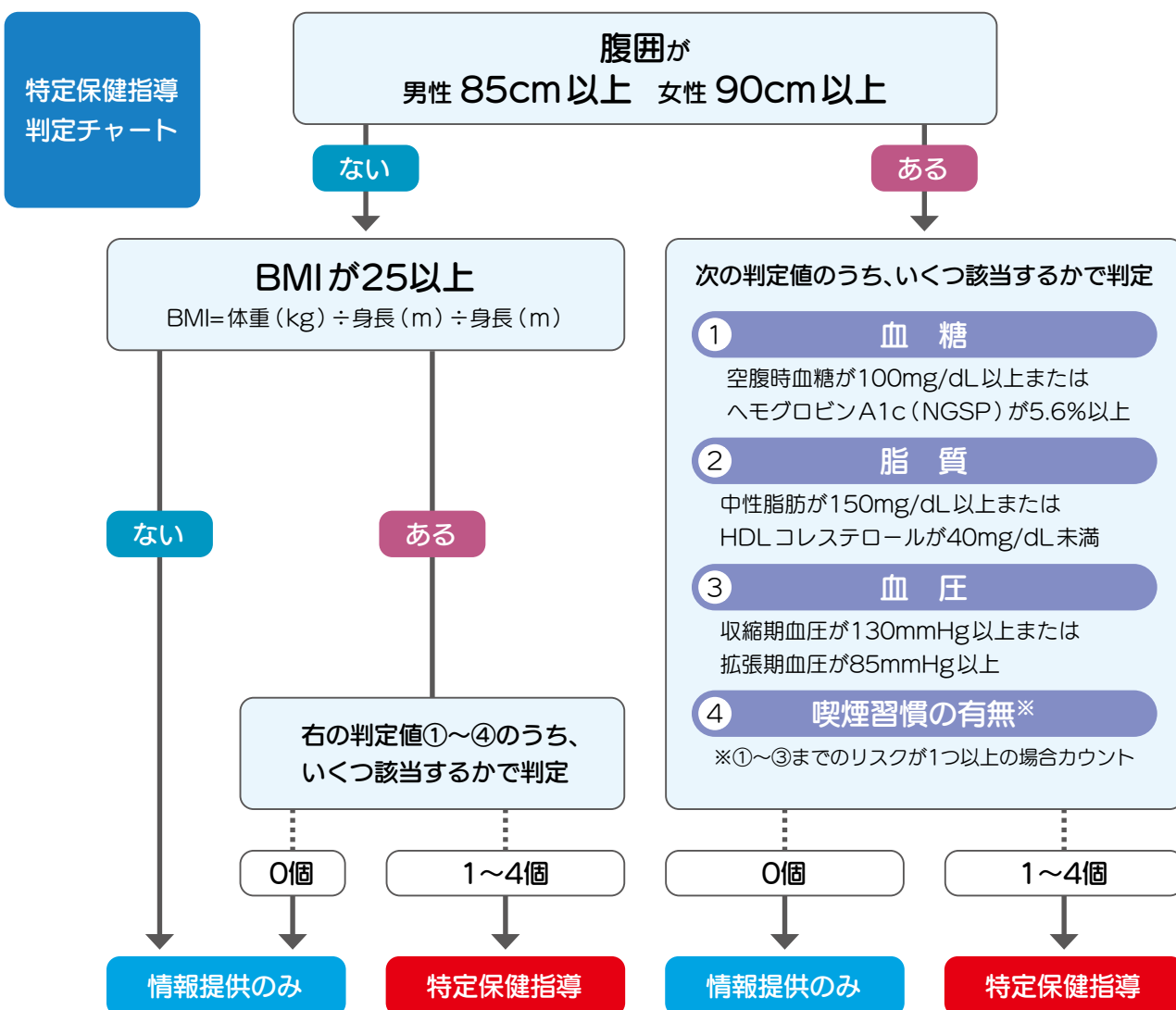
特定健診と特定保健指導

特定健診・特定保健指導では、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させること（病気の予防）を目的としています。生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけ、行動変容につながる保健指導を行います。

対象者

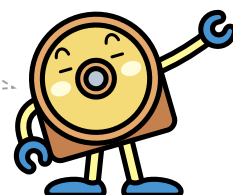
40～74歳の加入者のうち、以下のチャートにて「特定保健指導」となった方が対象となります。年度末の年齢が40～64歳の従業員は参加必須となります。ご家族の方、任継・特退の方も実施を希望される場合には、参加可能です。

健診機関または日立健保からご案内いたします。個人負担金はありませので、積極的に参加して、生活習慣を改善しましょう。



※服薬（糖尿病、高血圧症または脂質異常症の治療に係る薬剤を服用）している方を除く

40～74歳の加入者が特定健診と特定保健指導を受診することは、健保財政の安定にもつながりますので、ご協力をお願いいたします。

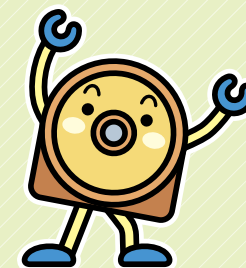


お知らせ掲示板

任継・特退・ご家族のみなさま

専用コールセンターのご案内

加入中の各種手続きや健診についてのお問い合わせは、下記コールセンターでお受けします。保険証をお手元にご用意のうえ、番号にお間違いのないようおかけください。



各種手続き専用

TEL 0120-033-566

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く）

健 診 専 用

TEL 0120-047-489

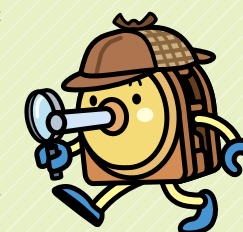
受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く）

特退で2021年9月2日～2022年4月1日に 70歳を迎えられる方の高齢受給者証の交付について

高齢受給者証の交付に際しては、事前に収入調査を行い、負担割合を判定します。対象の方には、70歳の誕生月の1～2ヵ月前に申請書を送付しますので、申請書に収入の確認できる証明書を添付し、返信用封筒にてご返送願います。

なお、高齢受給者証は、70歳に到達された翌月1日（誕生日が1日の場合は誕生日）から使用が可能になります。

生年月日に応じた収入調査および高齢受給者証発送の時期は、下表のとおり予定しています。



生年月日	収入調査時期	高齢受給者証発送日	高齢受給者証使用可能日（発効日）
1951年 9月2日～1951年10月1日	2021年 7月中旬	2021年 9月20日頃	2021年10月1日
1951年10月2日～1951年11月1日	2021年 8月中旬	2021年10月20日頃	2021年11月1日
1951年11月2日～1951年12月1日	2021年 9月中旬	2021年11月20日頃	2021年12月1日
1951年12月2日～1952年 1月1日	2021年10月中旬	2021年12月20日頃	2022年 1月1日
1952年 1月2日～1952年 2月1日	2021年11月中旬	2022年 1月20日頃	2022年 2月1日
1952年 2月2日～1952年 3月1日	2021年12月中旬	2022年 2月20日頃	2022年 3月1日
1952年 3月2日～1952年 4月1日	2022年 1月中旬	2022年 3月20日頃	2022年 4月1日

お問い合わせ先

任継・特退コールセンター

TEL 0120-033-566 受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く）